期日指定定期預金規定

【Ⅰ．共通規定】

１．定期性預金共通規定等

期日指定定期預金の各取引については、この規定の定めによるほか、当行の定期性預金共通規定により取扱います。

【Ⅱ．自動継続扱以外の場合】

１．預金の支払時期等

（１）この預金は証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、満期日自動解約方式とした場合は、証書（通帳）記載の満期日または最長預入日に自動的に解約し、元利金はあらかじめ指定された証書（通帳）記載の預金口座に入金するものとします。

（２）満期日は、この預金の全部または一部について預入日の１年後の応当日（証書（通帳）記載の据置期間満了日）から証書（通帳）記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、口座開設店にその１か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、１万円以上の金額で指定してください。指定された満期日から１か月経過しても解約されなかった場合は、同項による満期日の指定がなかったものとします。

（３）満期日の指定がない場合は、証書（通帳）記載の最長預入期限を満期日とします。

２．利息

（１）この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって１年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①１年以上２年未満・・・証書（通帳）記載の「２年未満」の利率

②２年以上・・・・・・・証書（通帳）記載の「２年以上」の利率（以下「２年以上利率」といいます。）

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期性預金共通規定第１４条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって１年複利の方法によって計算し、この預金とともに支払います。この場合、解約日の普通預金利率を下回らないこととします。

①６か月未満解約日における普通預金の利率

②６か月以上１年未満	２年以上利率×４０％
③１年以上１年６か月未満	２年以上利率×５０％
④１年６か月以上２年未満	２年以上利率×６０％
⑤２年以上２年６か月未満	２年以上利率×７０％
⑥２年６か月以上３年未満	２年以上利率×９０％

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

【Ⅲ．自動継続扱いの場合】

１．自動継続

（１）この預金は、証書（通帳）記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続後の新元金が当行所定の限度額をこえる場合には、預

入期間３年の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続するものとし、以後「自由金利型定期預金（M型）＜スーパー定期＞規定Ⅲ．自動継続扱いの場合複利型の場合」により取扱います。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、最長預入期限（継続したときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

２．預金の支払時期等

（１）この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

①満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について預入日の１年後の応当日（証書（通帳）記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の１年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、口座開設店にその１か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、１万円以上の金額で指定してください。

②継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（第２項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。

（２）指定された満期日から１か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定がなかったものとします。指定された満期日から１か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

（３）継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、第２項により満期日の指定がなかったものとされたときは、預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

３．利息

（１）この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって１年複利の方法で計算します。

①１年以上２年未満・・・証書（通帳）記載の「２年未満」の利率

②２年以上・・・・・・・証書（通帳）記載の「２年以上」の利率

（２）継続後の預金の利息についても第１項と同様の方法で計算します。

（３）継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金しまたは元金に組入れます。

（４）指定された満期日から１か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（５）当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期性預金共通規定第１４条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって１年複利の方法により計算しこの預金とともに支払います。この場合、解約日の普通預金利率を下回らないこととします。

①６か月未満解約日における普通預金の利率

②６か月以上１年未満　　　　　２年以上利率×４０％

③１年以上１年６か月未満　　　２年以上利率×５０％

④１年６か月以上２年未満　　　　　　２年以上利率×６０％
⑤２年以上２年６か月未満　　　　　　２年以上利率×７０％
⑥２年６か月以上３年未満　　　　　　２年以上利率×９０％

（６）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

以上